

茨城県立医療大学後援会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、茨城県立医療大学後援会（以下「本会」という。）と称し、茨城県稲敷郡阿見町阿見 4669 番の2の茨城県立医療大学（以下「本学」という。）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学生が充実した学生生活を送ることができるよう支援するとともに、会員相互の連絡・親睦を図り、以って本学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生に関する事業
- (2) 学生の課外活動の助成に関する事業
- (3) 会員相互の連絡、親睦に関する事業
- (4) その他必要と認める事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本学に在籍する学部学生及び助産学専攻科学生の保護者または保証人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

2 前項に規定する会員は、入会の手続きをとるものとする。

(機関)

第5条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(会議)

第6条 本会の会議は、定期総会、臨時総会及び理事会とする。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 会長 1名
副会長 2名
理事 9名以内（会長及び副会長を含む。）
監事 2名

(役員を選任)

第8条 理事及び監事は総会において、選出する。

2 会長及び副会長は理事会において、理事の互選により選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後においても、新たな役員が選出されるまでの間は、前任者が引き続きその職務を行う。

2 会長、副会長及び監事が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- (4) 監事は、本会の会務並びに会計を監査する。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置く。

- 2 顧問は本学の学長、事務局長、学生部長、その他理事会が必要と認める者に会長が委嘱する。
- 3 顧問は理事会及び総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。

(総会)

第12条 総会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、毎年1回開催する。また、理事会が必要と認めるとき、または、半数以上の会員の請求があった場合には臨時に開催しなければならない。
- 3 総会は、会員の過半数の出席により成立する。
- 4 総会に欠席する会員の議決権は、他の会員に委任できる。この場合において、前項の規定の適用は、会議に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決は出席会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選出
- (2) 規約の改廃
- (3) 事業計画及び予算の決定
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

第14条 総会を開く余裕のない場合は、理事会を開催して総会に代えることができる。なお、この場合における理事会には、総会に関する規定を準用するものとする。また、総会に代わる理事会での決議事項に関しては速やかに会報等により会員に周知することとする。

(理事会)

第15条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事で構成する。
- 3 理事会は、会長、または、理事の半数以上が必要と認めるとき開催する。
- 4 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。
- 5 理事会に欠席する理事の議決権は、他の理事に委任できる。
- 6 理事会の議決は出席理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。
- 7 理事会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を審議する。
 - (1) 総会提出議案
 - (2) 事業の進捗状況の報告及び補正予算案の承認
 - (3) 前各号に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項

(運営経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第17条 正会員の会費は、学生1名につき年15,000円とし、入学時に修業年限の年数分を一括して納入する。ただし、入学後に会員になろうとする者は、入会時の年度から卒業年度までの会費を一括して納入する。

2 賛助会員の会費は、年7,500円とし、入会時に納入する。

3 すでに納付された会費は返還しない。ただし、死亡除籍の場合は(4-在籍年数(休学期間中も含む))×3千円で求められる額に加えて、弔慰金として10,000円を会長名で届ける。

4 第17条の改正については平成23年度入学生から適用する。

(事務局)

第18条 本会の事務局は、教務課に置く。

2 事務局長は、教務課長をもって充てる。

3 事務局員は、教務課職員をもって充てる。ただし、事務局に臨時職員を置くことができる。

4 前2項の職員は、会長の命を受け会務を処理し、庶務会計の事務を行う。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他の事項)

第20条 この規定に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

付 則

1 この規約は、平成10年10月3日から施行する。

2 平成10年度の役員任期は、第9条の規定にかかわらず、平成11年度定期総会の日までとする。

3 平成10年度に納入すべき正会員の会費は、第17条の規定にかかわらず、卒業年度までの会費(下表)を一括して納入する。

(単位:円)

区 分	10年度	11年度	12年度	13年度	計
1年次	7,500	15,000	15,000	15,000	52,500
2年次	7,500	15,000	15,000	—	37,500
3年次	7,500	15,000	—	—	22,500
4年次	7,500	—	—	—	7,500

4 平成10年度の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、平成10年10月3日から、平成11年3月31日までとする。

5 この規約は、平成11年4月7日から施行する。

6 この規約は、平成15年10月3日から施行する。

7 この規約は、平成24年4月5日から施行する。

8 この規約は、平成25年4月26日から施行する。

9 この規約は、平成26年4月1日から適用する。